

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:独立行政法人海上技術安全研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
該当なし											

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

【様式2】

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人海上技術安全研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載料 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 井上 四郎 東京都三鷹市新川6-38-1	平成20年10月20日	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	1,289,790	1,289,790	100.0%	0人	契約先業者以外では実施していないため	6	
平成20年度独立行政法人海上技術安全研究所に係る監査業務 一式	(独)海上技術安全研究所 理事長 井上 四郎 東京都三鷹市新川6-38-1	平成20年11月4日	監査法人トーマツ 東京都港区芝浦4-13-23	契約事務取扱細則第49条5号(その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。)	7,421,400	7,421,400	100.0%	0人	独立行政法人通則法第40条に基づき主務大臣が選任した会計監査人であるため	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」